平成２９年（フ）第４８０号
熊本市東区花立２丁目８番９号　コーポパラダイス103
債務者　江口　紀子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４８６号
熊本市東区上南部３丁目31番３―303号　北上団地
債務者　福岡　範泰
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３号
秋田県横手市大屋新町字大平592番地　パステル拾八番館203号室
債務者　杉山　里見
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１５８号
群馬県太田市内ケ島町1551番地11
債務者　西山　智子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１６９号
群馬県太田市東新町396番地１　マルナカヒルズ103号、前住所群馬県太田市高瀬町61番地３　レオパレスＭａｒｔ108号
債務者　亀田　亜希（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４８０８号
大阪府守口市佐太西町１丁目１番９号
債務者　楠元　利彦
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９０９号
大阪市西成区北津守４丁目12番30号　アイプラス北津守301号室、住民票上の住所大阪市西成区花園北１丁目７番14―802号
債務者　橋本　伸治
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９４１号
大阪市平野区加美西２丁目４番８号　ミラグロス　２Ｂ
債務者　並河　　稔
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７４号
大阪市東淀川区菅原２丁目11番５号　ＺＥＵＳＳＵＧＡＨＡＲＡ　202号
債務者　南　　大介
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９７９号
大阪府豊中市島江町１丁目３番13―706号
債務者　鈴木　一美
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９９３号
大阪市生野区新今里５丁目７番10―205号
債務者　瀬尾　博志
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９５号
大阪府東大阪市上四条町12番９号　槌田勉方
債務者　川田眞由美
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２９１号
大阪府茨木市沢良宜西３丁目９番30号　田畑コーポ３号館　201号
債務者　中村　大志
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１１号
大阪市北区中津１丁目10番９号コーポ春日302号室、前住所大阪市此花区四貫島２丁目28番１号
債務者　老若男女こと　岩脇　勝子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４２４号
大阪市生野区巽北４丁目１番34号　レオパレス北巽駅北　102、前住所大阪府東大阪市若江東町５丁目４番７号
債務者　松本　美樹
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５４７７号
大阪府豊中市柴原町２丁目３番８―705号
債務者　本間　充子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５１０号
大阪府吹田市川園町61番２―902号、前住所大阪府摂津市北別府町４番15―３号
債務者　河野　静子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部